

第8回 農地部定例会議事録

開催日時	令和7年1月27日 14時
開催場所	阿南市役所 602会議室
出席委員	山本部長・米山委員・南部委員・岡部委員・中村委員・遠藤裕美委員・森委員・阪井委員・吉岡委員・竹内委員・武市委員・岡久委員・遠藤義春委員・湯浅委員・尾崎委員・井出委員・西野委員
欠席委員	仁尾副部長・幸田委員
村田局長	欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
事務局	事務局より議案の取下げです。4ページ、第3号議案、ナンバー1についてですが、収量が平時と比べ80%程度必要なところ、2年連続1%未満が続いております。1月22日に新野地区の農業委員・推進委員全員と事務局が現地にて、申請人の代表取締役と現地責任者に聴き取りと現地調査を行ったところ、今の栽培品目である、ドクダミでは収量に期待はできないという結論に至りました。サカキに作替えをするべく、土壌改良をして、今回は取下げし、可能な限り急ぎ再申請することとなりました。 続きまして、5ページ、第4号議案、ナンバー4についてですが、こちらは、申請受理後、添付する資料に誤りが発見されました。このままでは、誤ったままで、審議し、農業会議に諮問することになるので、譲受人と相談した結果、今回は取下げし、資料を再作成後、改めて申請することになりました。 以上、2件取下げをさせていただきます。
山本部長	(部長挨拶) それでは第8回農地部定例会を始めさせていただきます。 本日の議事録署名者は西野委員と富岡地区の竹内委員にお願いします。 それでは、本日の議事に入りたいと思います。 第1号議案 非農地証明願について 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第5号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づく農用

地利用集積計画について

議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。

米山委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は1月20日に福井公民館にて福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

山本部長 次に、福井地区をお願いします。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は1月20日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

岡部委員 橘地区は、今回案件ございません。

山本部長 次に、新野地区をお願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は1月17日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」事務局の報告があったとおり、取下げとなりました。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

山本部長 次に、桑野地区お願いします。

遠藤裕美委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は1月20日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6から8ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

山本部長 次に、見能林地区お願いします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は1月24日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8から10ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

山本部長 次に、富岡地区お願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は1月24日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の10から13ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

山本部長 次に、宝田地区お願いします。

武市委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は1月24日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。

た。その結果を報告させていただきます。

議案書の13ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

山本部長 次に、長生地区お願いします。

岡久委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は1月22日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の13から14ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

山本部長 次に、中野島地区お願いします。

遠藤義春委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は1月22日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の14から17ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

山本部長 次に、大野地区です。

大野地区からご報告します。大野地区は1月23日に大野公民館上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の17から18ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

山本部長 次に、加茂谷地区お願いします。

湯浅委員 加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は1月20日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の19ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

山本部長 次に、那賀川地区お願いします。

尾崎委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は1月20日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の19から21ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

山本部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

村田局長 次に、羽ノ浦地区よりご報告します。羽ノ浦地区は1月22日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」事務局の報告があったとおり、ナンバー4については取下げとなりました。ナンバー2及び3は許可相当としました。

議案書の22ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。お願いします。

山本部長 それでは、各地区からご報告いただきましたが、まず、委員案件であります〇〇〇〇〇委員分の6ページ第5号議案農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づく農用地利用集積計画について ナンバー5について

ご意見、ご質問がありましたら挙手のうえ、発言願います。

(意見なし)

山本部長 それでは、この案件について採決をしたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇委員には採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇委員 退室)

山本部長 それでは、6ページ第5号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づく農用地利用集積計画について ナンバー5の〇〇〇〇〇委員の案件について、承認してよろしいか。

一同 異議なし

山本部長 異議がございませんので、この案件について、承認いたします。
退室した〇〇〇〇〇委員に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇委員 入室)

山本部長 退室されておりました、〇〇〇〇〇委員へ先ほどの案件については承認されたことを報告いたします。それでは議事を再開します。
委員案件以外のそれぞれ各案件について、ご質問がありましたら発言願います。

(意見なし)

山本部長 それでは、この案件について採決をしたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇委員には採決の間、退室をお願いします。

山本部長 はい、ほかに意見もないようなので、採決に入りたいと思います。
議案書6ページ第5号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づく農用地利用集積計画について ナンバー5の委員案件、議案書4ページ第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について ナンバー1と議案書5ページ第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について ナンバー4の取下げ案件以外の第1号議案から第5号議案を一括して

を承認してよろしいか。

一同 異議なし

山本部長 はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

村田局長 報告します。第8回農地部定例会議案については、第1号議案から第5号議案のうち、第3号議案ナンバー1と第4号議案ナンバー4については取下げとし、その他の議案については、全て承認です。

山本部長 以上で提出されている議案審議は終了します。次に、事務局より追加審議がございますので、説明をしてください。

事務局 公益財団法人徳島県農業開発公社より、農地の利用権設定に関する情報提供依頼が来ております。これは、4月より農地中間管理機構を経由した賃借に1本化されることにより、利用権の終了時などに、更新案内を送付する際に所有者の氏名住所、借り人の氏名住所等の情報が必要になりますので、提供依頼があった次第です。

尾崎委員 依頼書はあるのか。

事務局 ございます。

山本部長 同意できない場合はどうなるのか。

事務局 更新案内を送ることができなくなる。もしくは、阿南市農業委員会が自ら送付することになる。

西野委員 これは、個人情報の第三者提供になるのか。

事務局 ありますので、保有個人情報第三者提供協議書を総務課と締結する必要があります。

西野委員 何に基づいて第三者提供になるのか。

事務局 法的根拠ですか。

西野委員 本人の同意ですか。ないので例外になりますか。

事務局 例外規定になります。

西野委員 個人情報保護法第27条第1項第4号の国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

事務局 本人ひとりひとりに了解は取れないです。

西野委員 取れないですね。
ではこれになりますね。
あと、根拠はどうなりますか。

事務局 すみません。手元に資料がございませんが、保有個人情報第三者提供協議書を締結する際に必要事項となるので、その時は記載する予定です。

山本部長 この情報提供について、どうされますか。

西野委員 法令の要件に則ていることを条件に同意する内容ですか。

事務局 そうですね。

山本部長 それでは、この利用権設定に関する情報の提供について同意してよろしいか。

一同 異議なし

山本部長 以上で議案審議は終了します。次に議案外その他に入りますが何かございますか。

山本部長 西野委員にお尋ねします。

自身の農地は自分で守る必要があり、他人が守ってくれないことは判るのですが、私の傍示で自分の土地を守るために、水が入ってくる土地に、堰をして水を入らなくしている。それによって、ゴミも入ってこなくなる。そのことによって、隣人が困っている。という相談があった。そこで、相手方へ、近隣の迷惑になっているので、堰を撤去して欲しいことを伝えたが、どうしても撤去するというのであれば、裁判をするぞと言われた。こちらは裁

判をする意思はないが、自分さえよければ良いという考え方がよくないと思う。このような場合どうすればよいか。

西野委員 民法で相隣関係の条文がある。水流を妨げてはダメだというものがある。上流か下流かということを分けて、上流の水が下に向かって流れるのを故意に妨げるものは除外しなければならないという民法の条文がある。そこを使えるかどうかになる。この条文を使って、こうしてくださいということになる。一度弁護士に相談してください。裁判まではいかないと思いますが、例えば、弁護士から警告文を送らせるとか、ご本人が調停を試みるとか出来ると思います。

山本部長 ほかにございませんか。

山本部長 以上をもちまして、第8回農地部定例会を閉会いたします。次回は、2月25日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会